



2023年5月29日

## 自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2023年5月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

譲渡制限付株式報酬に伴い交付する株式への充当のため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| (1) 取得対象株式の種類                                    | 当行普通株式                |
| (2) 取得し得る株式の総数<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.29%) | 240,000株(上限)          |
| (3) 株式の取得価額の総額                                   | 6,000万円(上限)           |
| (4) 取得期間   | 2023年5月30日～2023年6月21日 |

#### (ご参考) 2023年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式除く)	82,498,457株
自己株式数	55,264株

以 上

報道機関のお問合せ先  
筑波銀行 総合企画部広報室  
TEL 029-859-8111